

(参考) 前回の日本農林規格調査会 (令和7年5月27日) から修正した比較表 (合板)

(下線部分は修正部分)

今回の改正案	前回の改正案
<p>日本農林規格</p> <p>JAS 0233-1 : 20xx</p> <p>合板—第1部 : 一般要求事項 Plywood — Part 1 : General requirements</p>	<p>日本農林規格</p> <p>JAS 0233-1 : 20xx</p> <p>合板—第1部 : 一般要求事項 Plywood — Part 1 : General requirements</p>
<p>1～5 (略)</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 普通合板の表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～5) (略)</p> <p>6) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者 (以下“製造業者等”という。) の氏名又は名称 (削る。)</u></p> <p>b)～d) (略)</p> <p>6.2 普通合板の表示の方法</p> <p>次による。</p> <p>a) 6.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1)～5) (略)</p> <p>6) <u>製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>b)～c) (略)</p> <p>6.3 コンクリート型枠用合板の表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～3) (略)</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 普通合板の表示事項</p> <p>次による。</p> <p>b) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～5) (略)</p> <p>6) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称</u></p> <p>7) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u></p> <p>b)～d) (略)</p> <p>6.2 普通合板の表示の方法</p> <p>次による。</p> <p>b) 6.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1)～5) (略)</p> <p>6) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称</u></p> <p><u>6.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合</u> 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</p> <p><u>6.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合</u> 販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</p> <p><u>6.3) 輸入品の場合 6.1), 6.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</u></p> <p>7) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u> 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、6.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、これを省略してもよい。</p> <p>b)～c) (略)</p> <p>6.3 コンクリート型枠用合板の表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～3) (略)</p>

4) 製造業者等の氏名又は名称

(削る。)

b)～f) (略)

#### 6.4 コンクリート型枠用合板の表示の方法

次による。

a) 6.3 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～3) (略)

4) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

b)～g) (略)

#### 6.5 構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者等の氏名又は名称

(削る。)

b)～h) (略)

#### 6.6 構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.5 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

4) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

5) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～f) (略)

#### 6.4 コンクリート型枠用合板の表示の方法

次による。

a) 6.3 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～3) (略)

4) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

4.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

4.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

4.3) 輸入品の場合 4.1), 4.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

5) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、4.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、これを省略してもよい。

b)～g) (略)

#### 6.5 構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

7) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～h) (略)

#### 6.6 構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.5 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

6) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

6.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

6.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

6.3) 輸入品の場合 6.1), 6.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

(削る。)

b)～i) (略)

#### 6.7 化粧ばり構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称

(削る。)

b)～d) (略)

#### 6.8 化粧ばり構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.7 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

b)～e) (略)

#### 6.9 天然木化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称

(削る。)

b)～g) (略)

#### 6.10 天然木化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.9 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない

7) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、6.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、これを省略してもよい。

b)～i) (略)

#### 6.7 化粧ばり構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

6) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～d) (略)

#### 6.8 化粧ばり構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.7 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

5.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

5.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

5.3) 輸入品の場合 5.1), 5.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

6) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、5.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、これを省略してもよい。

b)～e) (略)

#### 6.9 天然木化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

6) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～g) (略)

#### 6.10 天然木化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.9 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

い。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

b)～g) (略)

#### 6.11 特殊加工化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者等の氏名又は名称

(削る。)

b)～f) (略)

#### 6.12 特殊加工化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.11 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。  
い。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

b)～f) (略)

6.13 (略)

附属書 A  
(規定)

5.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

5.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

5.3) 輸入品の場合 5.1), 5.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

6) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、5.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、これを省略してもよい。

b)～g) (略)

#### 6.11 特殊加工化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

7) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～f) (略)

#### 6.12 特殊加工化粧合板の表示の方法

次による。

b) 6.11 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

6) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

6.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

6.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

6.3) 輸入品の場合 6.1), 6.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

7) 品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、6.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、これを省略してもよい。

b)～f) (略)

6.13 (略)

附属書 A  
(規定)

合板の表示様式

A.1 表示様式

箇条 6 に規定する事項の表示様式を次に示す。なお、この様式は、縦書きとしてもよい。

A.1.1 普通合板の表示様式

品	名
寸	法
接	着
の	程
度	
板	面
の	品
質	
ホルムアルデヒド放散量 <sup>a)</sup>	
防	虫
剤 <sup>b)</sup>	
樹	種
名 <sup>c)</sup>	
使用接着剤の種類 <sup>d)</sup>	
<u>製造業者等<sup>e)</sup></u>	
(削る。)	

注<sup>a)</sup>～注<sup>d)</sup> (略)

注<sup>e)</sup> 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 A.1－普通合板の表示の様式

A.1.2 コンクリート型枠用合板の表示の様式

品	名
寸	法
板	面
の	品
質	
使	用
方	向
ホルムアルデヒド放散量 <sup>a)</sup>	
樹	種
名 <sup>b)</sup>	
使用接着剤等の種類 <sup>c)</sup>	
<u>製造業者等<sup>d)</sup></u>	
(削る。)	

注<sup>a)</sup>～注<sup>c)</sup> (略)

注<sup>d)</sup> 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 A.2－コンクリート型枠用合板の表示の様式

A.1.3 構造用合板の表示の様式

品	名
---	---

合板の表示様式

A.1 表示様式

箇条 6 に規定する事項の表示様式を次に示す。なお、この様式は、縦書きとしてもよい。

A.1.1 普通合板の表示様式

品名
寸法
接着の程度
板面の品質
ホルムアルデヒド放散量 <sup>a)</sup>
防虫剤 <sup>b)</sup>
樹種名 <sup>c)</sup>
使用接着剤の種類 <sup>d)</sup>
<u>認証品質取扱業者等<sup>e)</sup></u>
<u>認証品質取扱業者の認証番号<sup>f)</sup></u>

注<sup>a)</sup>～注<sup>d)</sup> (略)

注<sup>e)</sup> 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注<sup>f)</sup> 注<sup>e)</sup>において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.1－普通合板の表示の様式

A.1.2 コンクリート型枠用合板の表示の様式

品名
寸法
板面の品質
使用方向
ホルムアルデヒド放散量 <sup>a)</sup>
樹種名 <sup>b)</sup>
使用接着剤等の種類 <sup>c)</sup>
<u>認証品質取扱業者等<sup>d)</sup></u>
<u>認証品質取扱業者の認証番号<sup>e)</sup></u>

注<sup>a)</sup>～注<sup>c)</sup> (略)

注<sup>d)</sup> 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

(削る。)

図 A.2－コンクリート型枠用合板の表示の様式

A.1.3 構造用合板の表示の様式

品名
----

寸法  
 接着の程度  
 等級  
 板面の品質  
 曲げ性能<sup>a)</sup>  
 有効断面係数比<sup>b)</sup>  
 ホルムアルデヒド放散量<sup>c)</sup>  
 防虫剤<sup>d)</sup>  
 性能区分及び処理方法<sup>e)</sup>  
 木材保存剤<sup>e)</sup>  
 樹種名<sup>f)</sup>  
 使用接着剤の種類<sup>g)</sup>  
製造業者等<sup>h)</sup>  
 (削る。)

注<sup>a)</sup>～注<sup>g)</sup> (略)

注<sup>h)</sup> 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 A.3—構造用合板の表示の様式

A.1.4 化粧ばり構造用合板の表示の様式

品名  
 寸法  
 接着の程度  
 ホルムアルデヒド放散量<sup>a)</sup>  
 防虫剤<sup>b)</sup>  
 樹種名<sup>c)</sup>  
 使用接着剤の種類<sup>d)</sup>  
製造業者等<sup>e)</sup>  
 (削る。)

注<sup>a)</sup>～注<sup>d)</sup> (略)

注<sup>e)</sup> 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 A.4—化粧ばり構造用合板の表示の様式

A.1.5 天然木化粧合板の表示の様式

寸法  
 接着の程度  
 等級  
 板面の品質  
 曲げ性能<sup>a)</sup>  
 有効断面係数比<sup>b)</sup>  
 ホルムアルデヒド放散量<sup>c)</sup>  
 防虫剤<sup>d)</sup>  
 性能区分及び処理方法<sup>e)</sup>  
 木材保存剤<sup>e)</sup>  
 樹種名<sup>f)</sup>  
 使用接着剤の種類<sup>g)</sup>  
認証品質取扱業者等<sup>h)</sup>  
認証品質取扱業者の認証番号<sup>i)</sup>

注<sup>a)</sup>～注<sup>g)</sup> (略)

注<sup>h)</sup> 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注<sup>i)</sup> 注<sup>h)</sup>において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.3—構造用合板の表示の様式

A.1.4 化粧ばり構造用合板の表示の様式

品名  
 寸法  
 接着の程度  
 ホルムアルデヒド放散量<sup>a)</sup>  
 防虫剤<sup>b)</sup>  
 樹種名<sup>c)</sup>  
 使用接着剤の種類<sup>d)</sup>  
認証品質取扱業者等<sup>e)</sup>  
認証品質取扱業者の認証番号<sup>f)</sup>

注<sup>a)</sup>～注<sup>d)</sup> (略)

注<sup>e)</sup> 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注<sup>f)</sup> 注<sup>e)</sup>において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.4—化粧ばり構造用合板の表示の様式

A.1.5 天然木化粧合板の表示の様式

品名  
寸法  
接着の程度  
ホルムアルデヒド放散量<sup>a)</sup>  
防虫剤<sup>b)</sup>  
側面加工<sup>c)</sup>  
樹種名<sup>d)</sup>  
使用接着剤等の種類<sup>e)</sup>  
製造業者等<sup>f)</sup>

(削る。)

注<sup>a)</sup>～注<sup>e)</sup> (略)

注<sup>f)</sup> 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 A.5－天然木化粧合板の表示の様式

A.1.6 特殊加工化粧合板の表示の様式

品名  
寸法  
接着の程度  
表面性能  
ホルムアルデヒド放散量<sup>a)</sup>  
防虫剤<sup>b)</sup>  
側面加工<sup>c)</sup>  
樹種名<sup>d)</sup>  
使用接着剤等の種類<sup>e)</sup>  
製造業者等<sup>f)</sup>

(削る。)

注<sup>a)</sup>～注<sup>e)</sup> (略)

注<sup>f)</sup> 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 A.6－特殊加工化粧合板の表示の様式

附属書 B・C (略)

品名  
寸法  
接着の程度  
ホルムアルデヒド放散量<sup>a)</sup>  
防虫剤<sup>b)</sup>  
側面加工<sup>c)</sup>  
樹種名<sup>d)</sup>  
使用接着剤等の種類<sup>e)</sup>  
認証品質取扱業者等<sup>f)</sup>  
認証品質取扱業者の認証番号<sup>g)</sup>

注<sup>a)</sup>～注<sup>e)</sup> (略)

注<sup>f)</sup> 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注<sup>g)</sup> 注<sup>f)</sup>において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.5－天然木化粧合板の表示の様式

A.1.6 特殊加工化粧合板の表示の様式

品名  
寸法  
接着の程度  
表面性能  
ホルムアルデヒド放散量<sup>a)</sup>  
防虫剤<sup>b)</sup>  
側面加工<sup>c)</sup>  
樹種名<sup>d)</sup>  
使用接着剤等の種類<sup>e)</sup>  
認証品質取扱業者等<sup>f)</sup>  
認証品質取扱業者の認証番号<sup>g)</sup>

注<sup>a)</sup>～注<sup>e)</sup> (略)

注<sup>f)</sup> 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注<sup>g)</sup> 注<sup>f)</sup>において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.6－特殊加工化粧合板の表示の様式

附属書 B・C (略)

<p>日本農林規格</p> <p>JAS</p> <p>0233-2 : 20xx</p> <p>合板—第 2 部 : 試験方法 (略)</p>	<p>日本農林規格</p> <p>JAS</p> <p>0233-2 : 20xx</p> <p>合板—第 2 部 : 試験方法 (略)</p>
--	--